



第105回 定時株主総会招集ご通知

日時

2023年4月25日（火曜日）午前10時

場所

大阪市北区芝田一丁目1番35号

新阪急ホテル 2階 紫の間

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送による議決権行使期限

2023年4月24日（月曜日）

午後5時55分まで

■決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当社は、株主様の混乱を避けるため、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従来どおり書面でお送りしております。
なお、次回以降の株主総会資料につきましては、送付形式が決まり次第、株主様へご案内差し上げる予定です。

株主総会ご出席に伴う株主優待ポイントの付与並びにお土産の配布は、取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

オーエス株式会社

証券コード：9637

株 主 各 位

(証券コード 9637)

2023年4月5日

(電子提供措置の開始日 2023年3月31日)

大阪市北区小松原町3番3号

オース株式会社

代表取締役

取締役社長

高橋 秀一郎

第105回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第105回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第105回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。当社ウェブサイトにもアクセスのうえ、「IR情報」、「ライブラリー」、「株主総会関連資料」をご選択いただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.osgroup.co.jp>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証上場会社情報サービス トップページ

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」をご選択いただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、本総会におきましても引き続き、書面により事前に議決権をご行使いただき、可能な限り当日のご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。なお、書面によって議決権をご行使いただける場合には、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2023年4月24日（月曜日）午後5時55分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------------------------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2023年4月25日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市北区芝田一丁目1番35号 新阪急ホテル 2階 紫の間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | | 1. 第105期（2022年2月1日から2023年1月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第105期（2022年2月1日から2023年1月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項
第1号議案
第2号議案
第3号議案 | | 剰余金の処分の件
定款一部変更の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |

以 上

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

■ 株主総会にご出席される場合

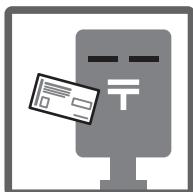


議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

日時 2023年4月25日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

場所 新阪急ホテル 2階 紫の間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

■ 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年4月24日(月曜日)
午後5時55分到着分まで

- 株主様へは、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。したがって、ご送付している書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査をした対象の一部であります。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人により議決権を行使される場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

<株主総会の対応に対するお知らせ>

当社は、本株主総会につきまして、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、下記のとおり対応させていただきますので、お知らせいたします。

なお、感染拡大防止の観点から、**書面（議決権行使書）により事前に議決権を行使いただき、本株主総会へのご来場を可能な限りお控えいただきますよう、お願い申し上げます。**

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ご自身の健康状態にご留意いただき、風邪のような症状がみられる場合や体調がすぐれない場合などには、ご無理をなさらず、ご来場を見合わせていただくことをご検討ください。
- ・会場受付付近に、アルコール消毒液を設置し検温をさせていただきます。体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございます。
- ・本株主総会の出席役員及び運営スタッフ等は、自主的な感染対策として、検温、体調の確認を徹底し、マスク着用につきましては行政の方針に従い対応してまいります。
- ・本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただく場合がございます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しくくださいますようお願い申し上げます。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、通常時に比べ、座席数を限定しております。満席の場合はご入場いただけない可能性がありますので、ご注意ください。
- ・今後の状況により本総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.osgroup.co.jp>) にてご案内させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営体質の強化と将来の事業展開に必要な内部留保に配慮し、業績を勘案しながら、安定配当を継続して実施することを基本方針としております。

また、内部留保した資金については、今後の事業展開のための有効投資等に充当する考えであります。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、当事業年度の業績や財務状態等を総合的に勘案し、1株につき普通配当12円50銭（中間配当金を含め年25円）とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12円50銭
総額 39,743,588円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年4月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

現行定款の目的事項について、当社グループ各社の事業領域拡大の観点から追加するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.～5. (条文省略)	1.～5. (現行どおり)
(新 設)	6. サウナ等の温浴施設の経営
6.～7. (条文省略)	7.～8. (現行どおり)
(新 設)	9. 野菜、果物、穀物等の生産、加工及び販売
8. (条文省略)	10. (現行どおり)
9. 土地建物の売買、斡旋、鑑定並びに賃貸	11. 不動産の管理、賃貸、売買、仲介、売買受託、コンサルティング及び鑑定
(新 設)	12. 不動産特定共同事業法に基づく事業
10.～19. (条文省略)	13.～22. (現行どおり)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	<p style="text-align: center;">たか はし しゅう いち ろう 高橋 秀 一 郎 (1954年 2 月27日生)</p>	<p>1976年 4 月 阪急電鉄株式会社（現阪急阪神ホールディングス株式会社）入社</p> <p>2003年 6 月 同 取締役</p> <p>2005年 4 月 阪急電鉄株式会社 取締役</p> <p>2006年 4 月 同 常務取締役</p> <p>2007年 4 月 阪急不動産株式会社（現阪急阪神不動産株式会社）専務取締役</p> <p>2010年 9 月 阪急リート投信株式会社（現阪急阪神リート投信株式会社）代表取締役社長</p> <p>2012年 6 月 大阪地下街株式会社 代表取締役社長</p> <p>2015年 4 月 当社取締役</p> <p>2016年 4 月 同 代表取締役取締役社長（現在）</p>	8,093株
<p><候補者の選任理由></p> <p>他社における会社経営の経験に加え、当社においては2015年の取締役就任を経て2016年から代表取締役取締役社長を務め、経営の指揮を執っております。これらの経験や知見から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	ふじ わら さとし 藤原 聡 (1963年 2 月 8 日生)	1985年 4 月 当社入社 2007年 4 月 同 ビル事業部長 2011年 4 月 同 企画室長 2011年10月 同 首都圏事業部長 2012年 4 月 同 取締役 (現在) 2016年 4 月 同 執行役員 2018年 4 月 同 常務執行役員 (現在)	4,455株
<候補者の選任理由> 当社において様々な事業部門で業務執行を経験した後、2012年から当社の取締役として会社経営に携わっております。これらの経験や知見から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
3	げ し うら たか ゆき 外子浦孝行 (1962年 4 月17日生)	1985年 4 月 当社入社 2009年 4 月 同 人事総務部長 2012年 4 月 同 監査役 2016年 4 月 同 取締役 (監査等委員) 2018年 4 月 同 取締役 (現在) 2018年 4 月 同 常務執行役員 (現在)	4,555株
<候補者の選任理由> 当社において事業部門や管理部門で業務に従事した後、2012年から当社の監査役、2016年から当社の監査等委員である取締役、2018年から当社の取締役として会社経営及び監査・監督に携わっております。これらの経験や知見を業務執行に活かすことで、当社の持続的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
社外 4	おお つか じゅん いち 大塚 順一 (1957年7月8日生)	1980年4月 阪急電鉄株式会社（現阪急阪神ホールディングス株式会社）入社 2009年4月 阪急電鉄株式会社 取締役 2013年4月 同 常務取締役 2018年4月 阪急阪神ホールディングス株式会社 執行役員（現在） 2019年4月 阪急電鉄株式会社 専務取締役（現在） 2019年4月 当社取締役（監査等委員） 2020年4月 同 取締役（現在） 重要な兼職の状況 阪急阪神ホールディングス株式会社 執行役員 阪急電鉄株式会社 専務取締役	—
<候補者の選任理由及び期待される役割の概要> 阪急電鉄株式会社の専務取締役を務められ、2019年から当社の監査等委員である社外取締役として、2020年からは社外取締役として経営及び監督に携わっております。これらの企業経営者としての豊富な経験・知見を活かして当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に助言を頂戴することを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。			
社外 5	た こ のぶ ゆき 太古 伸幸 (1965年12月4日生)	1988年4月 東宝株式会社入社 2008年5月 同 取締役 2014年5月 同 常務取締役 2017年5月 同 専務取締役 2018年4月 当社取締役（監査等委員） 2020年5月 東宝株式会社 取締役副社長 2021年5月 同 取締役副社長執行役員（現在） 2022年4月 当社取締役（現在） 重要な兼職の状況 東宝株式会社 取締役副社長執行役員 スバル興業株式会社 取締役	—
<候補者の選任理由及び期待される役割の概要> 東宝株式会社の取締役副社長執行役員を務められ、2018年から当社の監査等委員である社外取締役として、2022年からは社外取締役として経営及び監督に携わっております。これらの企業経営者としての豊富な経験・知見を活かして当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に助言を頂戴することを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
社外 6	み しな かおり 三 品 香 (1972年11月13日生) (戸籍上の氏名：丸山 香)	1993年 4月 広告代理店入社 1998年 4月 三品事務所設立 2007年 8月 株式会社キャリアンヌ 代表取締役 (現在) ファイナンシャルプランナー/ブランドコ ンサルタント 2022年 4月 当社取締役 (現在) 重要な兼職の状況 株式会社キャリアンヌ 代表取締役	—
<p><候補者の選任理由及び期待される役割の概要> 株式会社キャリアンヌの代表取締役を務められ、ファイナンシャルプランナー、ブランドコンサルタント等の経験を通じて培われた豊富な経験・知見を活かして当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に助言を頂戴することを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 取締役候補者と当社との特別の利害関係
- (1) 大塚順一氏は阪急電鉄株式会社の専務取締役であり、同社は当社と競業関係並びに取引関係にあります。なお、同社は当社の特定関係事業者であります。
 - (2) 太古伸幸氏は東宝株式会社の取締役副社長執行役員であり、同社は当社と競業関係並びに取引関係にあります。なお、同社は当社の特定関係事業者であります。
 - (3) 他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各再候補者の現在の当社における担当につきましては事業報告の「会社役員に関する事項」をご参照ください。
 3. 大塚順一、太古伸幸、三品香の各氏は社外取締役候補者であります。三品香氏は、東京証券取引所規定に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 4. 大塚順一氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。また、太古伸幸氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。また、三品香氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
 5. 三品香氏の戸籍上の氏名は丸山香ですが、旧姓の三品香で業務を行っております。
 6. 大塚順一、太古伸幸、三品香の各氏は当社との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令が定める額を限度とする責任限定契約を締結しており、原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】スキル・マトリックス

本招集ご通知記載の候補者が原案どおり選任された場合の取締役会の構成は以下のとおりとなります。

氏 名	企 業 経 営	業 界 知 見 ・ マ ー ケ テ ィ ン グ	財 務 ・ 会 計	組 織 ・ 労 務 ・ 人 材 開 発	法 務 ・ リ ス ク 管 理
高 橋 秀 一 郎	○	○			○
藤 原 聡	○	○	○		
外 子 浦 孝 行	○		○	○	○
大 塚 順 一 社外	○	○	○	○	
太 古 伸 幸 社外	○		○	○	○
三 品 香 社外	○	○			
南 谷 明 夫 (常勤監査等委員)			○	○	○
石 原 真 弓 (監査等委員) 社外				○	○
鵜 瀬 恵 子 (監査等委員) 社外					○

(注) 上記は取締役が有するすべての知識・経験・能力等を表すものではありません。

事業報告

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の当社グループは、ウクライナ情勢の悪化に伴う原材料・エネルギー価格高騰に起因する個人消費停滞などの影響を受け、依然として不安定な状況が継続いたしました。

そのような状況のなか、昨年3月に策定した「OSグループ中期経営計画 2022-2024 “Rebuild”」のもと、キャッシュ・フローの創出及び財務体質の改善に取り組むとともに持続性を重視した企業基盤の再構築を推進し、1年目の業績としては概ね計画通りに推移いたしました。また、重点戦略のひとつである「コーポレート改革」につきましても、経済産業省より認定を受けた「健康経営優良法人2022（中小規模法人部門）」としての具体的な施策を積極的に実施したほか、6月には本社事務所を移転し、従業員が自律的に効率性を考えながら自由に働く場所を決めるABWの導入や、ペーパーストックレス約70%減を実現いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の成績は、売上高は7,460,658千円と前期に比べ1,889,537千円（33.9%）の増収となり、営業利益は293,437千円（前期は12,878千円の営業損失）となりました。経常利益は266,171千円と前期に比べ166,304千円の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は324,295千円と、特別利益にテナント退店関連損益を計上した前期に比べ169,675千円の減益となりました。

経営成績をセグメント別でみると次のとおりであります。なお、当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。経営成績に関する説明における前期との比較及び財政状態に関する説明における前連結会計年度末との比較につきましては、影響が軽微であることから、当該会計基準等を適用する前の前期及び前連結会計年度末の数値を用いて比較しております。

（エンタメ・サービス事業）

映画事業におきましては、「ONE PIECE FILM RED」「すずめの戸締まり」「トップガン マーヴェリック」など全国興行収入が100億円を超える話題作を上映したほか、ライブビューイングの上映も前期に比べて大幅に増加いたしました。また、神戸の直営映画館では、昨年度に好評を博した「ゴジラ寄席」のシリーズ第2弾「モスラ寄席 in OSシネマズーモスラとある家族の三代記ー」や、夏休みの小学生向けイベントとしてSTEAM教育を映画館ロビーで体験できる「CINE LAB」を開催するほか、より一層お客様にご満足いただける映画館を目指し、12月1日から鑑賞料金の新しい割引サービスを開始いたしました。売上高は休業や作品公開延期等の影響を大きく受けた前期から回復傾向にあり、コロナ前の水準に迫りつつあります。

飲食事業におきましては、BEER&GRILL コウベビアハウゼでは季節に応じたメニューやイベントを展開するほか、秋にはサステナブルビールと未利用魚を使ったフードロス削減キャンペーン等を実施しました。また、長屋オムライスでは価格改定や店舗の集約を行い収益の改善に取り組みました。前期に比べ売上高は回復いたしました。また、昨春の時短営業等の要請や、原価の急激な高騰の影響を大きく受けました。また、アミュー

ズメント事業であるnamco三宮OS（共同事業）につきましては堅調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は3,095,138千円と前期に比べ702,859千円（29.4%）の増収となり、営業損失は32,691千円と前期に比べ203,554千円の改善となりました。

（不動産事業）

不動産賃貸事業におきましては、9月に三宮OSビルのバリューアップが完工し、神戸地域最大級の大型ビジョン「オーエスビジョン」の稼働を開始しました。三宮のエリアマネジメント組織にも加入し、地域連携の体制を強化いたしました。前連結会計年度に発生したOSビルの主要テナント解約の影響及び大阪日興ビル信託受益権準共有持分の譲渡により、売上高・営業利益ともに前期を下回る結果となりましたが、OSビルの後継テナント誘致並びに三宮OSビルの新規テナント誘致につきましては完了いたしました。

不動産販売事業におきましては、分譲マンション「プレージア住之江公園エアパレス（共同事業）」（大阪市住之江区）及び昨年7月より引き渡しを開始した「ローレルスクエアOSAKA LINK（共同事業）」（大阪市東淀川区）の販売が、収益に大きく寄与いたしました。

以上の結果、売上高は4,365,519千円と前期に比べ1,186,678千円（37.3%）の増収となり、営業利益は1,022,839千円と前期に比べ98,339千円の増益となりました。

（注） 各セグメントの営業利益又は営業損失の合計額と連結業績における営業利益との差異は、主として各セグメントに帰属しない全社費用（一般管理費）であります。

事業別売上高

事業別	売上高	構成比
エンタメ・サービス事業	3,095,138千円	41.5%
不動産事業	4,365,519	58.5
計	7,460,658	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した企業集団の主な設備投資は、三宮OSビルリニューアル工事及びOSビル6階リノベーション工事であります。

(3) 資金調達状況

当連結会計年度における企業集団の所要資金は、自己資金及び借入金でまかないました。

(4) 対処すべき課題

(エンタメ・サービス事業)

映画事業におきましては、上映予定映画作品の公開延期やイベントの自粛等の制限が解除され、コロナ前に戻りつつあるものの、エネルギー価格の高騰や最低賃金の引き上げによる人件費の上昇など厳しい環境下にあります。そのような状況のなか、映画館の空間活用や事業領域を拡大させる多様なコンテンツ・サービスの開発を行い、地域の皆様に安心・安全に映画を楽しんでいただける環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

飲食事業におきましては、旅行支援と水際対策の大幅緩和による国内旅行とインバウンド需要が増加するなど、外食市場は改善傾向にありますが、今後のインフレーションの動向や食材とエネルギー価格の高騰、さらに慢性的な人材不足などにより引き続き厳しい経営環境が続くものと予想されます。このような状況のなか、各店舗におきましては魅力的な商品開発に取り組み、BEER&GRILL コウベビアハウゼの営業を本格軌道に乗せること及び長屋オムライスの店舗開発を主要課題としながら取り組んでまいります。

(不動産事業)

不動産賃貸事業におきましては、競争力の強化と資産価値の最大化並びに新規収益物件取得を目指し、中長期的な投資計画の作成と推進を行ってまいります。また、梅田や三宮周辺でのエリアマネジメント活動への参画等を通じて、保有ビル並びに周辺エリアのさらなる価値向上に取り組んでまいります。

不動産販売事業におきましては、共同事業者とともに進めております分譲マンション「プレージア住之江公園エアパレス」並びに「ローレルスクエアOSAKA LINK」について、早期完売に努めてまいります。

当社グループは、今後の国内経済の状況を注視しながら、キャッシュ・フロー重視の経営を実行することで、財務体質を改善し、持続性を重視した企業基盤の再構築に努めます。昨年策定いたしましたサステナビリティ基本方針に沿った取り組みを通じ「OSグループで働く全ての人の幸せと地域に暮らす人々の幸せを同時に追求し、豊かな生活文化と未来づくりに貢献する」という当社グループの使命実現を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 102 期	第 103 期	第 104 期	第 105 期 (当連結会計年度)
	[2019年2月1日から 2020年1月31日まで]	[2020年2月1日から 2021年1月31日まで]	[2021年2月1日から 2022年1月31日まで]	[2022年2月1日から 2023年1月31日まで]
売 上 高(千円)	8,934,814	6,127,958	5,571,120	7,460,658
経 常 利 益(千円)	834,781	35,942	99,867	266,171
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	552,813	△33,550	493,971	324,295
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	174.61	△10.59	155.64	102.04
総 資 産(千円)	28,979,880	28,747,005	31,160,269	28,802,946
純 資 産(千円)	10,492,223	10,342,638	10,772,008	11,024,453
1株当たり純資産額(円)	3,314.11	3,261.80	3,392.63	3,467.37

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
2. 第103期の売上高、経常利益の減少は、主として新型コロナウイルス感染拡大に伴うエンタメ・サービス事業及び不動産事業の減収によるものであります。
3. 第104期の売上高の減少は、主として不動産事業の減収によるものであります。
4. 第105期につきましては、前記(1)「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
5. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
オーエス・シネブラザーズ株式会社	10,000	100	映画館・飲食店運営
OS共栄ビル管理株式会社	30,000	100	ビル総合管理業
OS不動産株式会社	10,000	100	賃貸業・不動産業

(注) 当連結会計年度末の当社の連結子会社は上記の3社であります。

(7) 主要な事業内容 (2023年1月31日現在)

当社グループは、「エンタメ・サービス事業」「不動産事業」の2つに区分し、下記サービスの提供を行っております。

「エンタメ・サービス事業」…当社が映画館、飲食店及びアミューズメント施設の経営を行っており、オーエス・シネブラザーズ株式会社は映画館及び飲食店の運営を行っております。

「不動産事業」…当社及びOS不動産株式会社が所有不動産を賃貸するほか、土地・建物の売買及び仲介等を行っております。また、OS共栄ビル管理株式会社はビル総合管理業等を行っております。

(8) 主要な事業所 (2023年1月31日現在)

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市 北 区	梅 田 楽 天 地 ビ ル	大 阪 市 北 区
OSシネマズミント神戸	神 戸 市 中 央 区	丸 石 新 橋 ビ ル	東 京 都 港 区
OSシネマズ神戸ハーバーランド	//	メタリオンOSビル	東 京 都 品 川 区
TOHOシネマズ西宮OS	兵 庫 県 西 宮 市	内 神 田 OS ビ ル	東 京 都 千 代 田 区
OSビル	大 阪 市 北 区		

(注) 「TOHOシネマズ西宮OS」はTOHOシネマズ株式会社との共同経営です。

② 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地	
	本 社	営 業 所
オーエス・シネブラザーズ株式会社	大 阪 市 北 区	神 戸 市 中 央 区
OS共栄ビル管理株式会社	//	大 阪 市 北 区、神 戸 市 中 央 区
OS不動産株式会社	//	

(9) 従業員の状況 (2023年1月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
116名	4名減

(注) 従業員数には、出向社員及び臨時従業員を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
43名	—	41才7月	20年2月

(注) 従業員数には、出向社員及び臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2023年1月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,644,440千円
株式会社三菱UFJ銀行	3,094,670千円

2. 会社の株式に関する事項（2023年1月31日現在）

- | | |
|----------------|----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 3,200,000株（うち自己株式 20,513株） |
| (3) 株主数 | 6,265名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
東宝株式会社	1,104千株	34.74%
阪急阪神不動産株式会社	479	15.10
阪急阪神ホールディングス株式会社	225	7.10
建石産業株式会社	17	0.56
株式会社三菱UFJ銀行	12	0.38
東京海上日動火災保険株式会社	11	0.35
株式会社三井住友銀行	10	0.32
高橋秀一郎	8	0.25
望月光子	5	0.16
外子浦孝行	4	0.14

- (注) 1. 当社は、自己株式20,513株を保有しておりますが、表記しておりません。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	2,107株	3名
監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）	421株	1名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「4.(2)取締役の報酬等」に記載のとおりであります。
2. 上記のほか、執行役員4名に対して譲渡制限付株式1,848株を付与しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における新株予約権の発行はございません。

4. 会社役員に関する事項（2023年1月31日現在）

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 取 締 役 社 長	高 橋 秀 一 郎	業務監理室担当
取 締 役	藤 原 聡	常務執行役員 事業推進部門統括
取 締 役	外 子 浦 孝 行	常務執行役員 コーポレート部門統括 人事総務部担当
取 締 役	大 塚 順 一	阪急阪神ホールディングス株式会社 執行役員 阪急電鉄株式会社 専務取締役
取 締 役	太 古 伸 幸	東宝株式会社 取締役副社長執行役員 スバル興業株式会社 取締役
取 締 役	三 品 香	株式会社キャリアヌ 代表取締役
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	南 谷 明 夫	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	石 原 真 弓	森下仁丹株式会社 社外取締役（監査等委員） モリト株式会社 社外取締役 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 社外取締役（監査等委員）
取 締 役 (監 査 等 委 員)	鷺 瀬 恵 子	三愛オブリ株式会社 社外取締役 株式会社オオバ 社外取締役 公安審査委員会 委員 フロンティア・マネジメント株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役大塚順一、太古伸幸、三品香の各氏並びに取締役（監査等委員）石原真弓、鷺瀬恵子の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査部門との密な連携を図るため、南谷明夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（常勤監査等委員）南谷明夫氏は、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は東京証券取引所に対し、取締役三品香氏並びに取締役（監査等委員）石原真弓、鷺瀬恵子の両氏を独立役員と指定する独立役員届出書を提出しております。
5. 当事業年度中の取締役の異動
2022年4月21日、千田諭氏は取締役を退任いたしました。
同日、藤井孝、太古伸幸の両氏は取締役（監査等委員）を退任いたしました。
同日、取締役に太古伸幸、三品香の両氏が就任いたしました。
同日、取締役（監査等委員）に南谷明夫氏が就任いたしました。
6. 当事業年度中の取締役の担当及び兼職の異動
2022年4月21日、取締役藤原聡氏のエンタメ・サービス事業部担当の委嘱を解きました。

7. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役大塚順一、太古伸幸、三品香の各氏並びに取締役（監査等委員）南谷明夫、石原真弓、鶴瀬恵子の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反であることを認識しながら行った行為等に起因する対象事由等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役（監査等委員を含む）、監査役及び執行役員であり、当社が保険料の全額を負担しております。

(2) 取締役の報酬等

① 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年3月24日開催の臨時取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等につきましては、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、決定方針と整合していることを確認しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員）の報酬につきましては、株主総会において定められた報酬総額の限度内で、取締役（監査等委員）の協議により決定しております。

決定方針の内容は次のとおりであります。

1.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値向上に対する意識を高め、長期的な視点を持った取り組みを促進するため、また、目標達成への動機付けを行うために、報酬と業績の関係を明確化し、株主と価値共有を進めることを目的とした報酬体系とする。

業務執行取締役の報酬は、基本報酬及び業績連動報酬並びに譲渡制限付株式報酬により構成し、賞与及び退職慰労金は支給しない。

監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み固定報酬のみとし、賞与及び退職慰労金は支給しない。

2. 各報酬の内容及び算定方法の決定に関する方針

(1) 基本報酬（金銭報酬）について

業務執行取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、適切な役位間格差を保持し、役位・職責に応じ、当社グループの業容・業績や従業員の給与水準等を考慮して決定するものとする。

(2) 業績連動報酬（金銭報酬）について

業務執行取締役の業績連動報酬は、前連結会計年度の「連結営業利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」に応じた係数を定め、各自の基本報酬に当該係数を乗じた額を、定時株主総会の翌月から選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結までの任期期間中、月例の基本報酬に加算して支払うものとする。

(3) 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）について

譲渡制限付株式報酬は、対象取締役に対し毎年1回付与するもので、取締役会決議を経た譲渡制限付株式報酬規程に定める方法により算定するものとする。

以上のうち(1)及び(2)の具体的内容は、常勤役員報酬内規（以下「内規」という。）に定める。内規については、監査等委員会の意見を聞いて作成するものとし、適宜環境の変化に応じて監査等委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

3. 各報酬の額に対する割合の決定に関する方針

各報酬の支給割合については、株主と経営者の利害共有と従業員給与の水準を総合的に勘案し、当社として最も適切と考えられる支給割合に決定するものとする。

4. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、取締役社長が上記の方針によりその具体的内容を決定することについて委任を受けるものとする。

② 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役取締役社長高橋秀一郎氏が決定方針に従って、その具体的内容を決定することについて委任を受けるものとしております。委任理由につきましては、当社の全部門を統括する立場であり、事業状況や各取締役の職務執行状況を理解していることから適任であると判断したためであります。なお、取締役会の機能の独立性、客観性、説明責任を強化するため、2023年2月1日付で取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。翌事業年度以降の取締役の報酬につきましては、指名・報酬委員会への諮問・答申を経て決定します。なお、指名・報酬委員会は取締役会において選定された委員で構成されており、その過半数を独立社外取締役から選出することとしております。

③ 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 （名）
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	81,832 (9,900)	75,300 (9,900)	—	6,532 (—)	7 (4)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	19,491 (9,000)	18,540 (9,000)	—	951 (—)	5 (4)
合 計 （うち社外取締役）	101,323 (18,900)	93,840 (18,900)	—	7,483 (—)	12 (8)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年4月21日開催の定時株主総会において月額10,000千円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名であります。また、別枠で2020年4月23日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬額として、年額12,000千円以内（社外取締役を除く。年4,000株以内）と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名（うち、社外取締役は2名）であります。

2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年4月21日開催の定時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名であります。また、別枠で2020年4月23日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として、年額3,600千円以内（社外取締役を除く。年1,200株以内）と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名（うち、社外取締役は4名）であります。
3. 業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、前連結会計年度の「連結営業利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」に応じた係数を定め、各自の基本報酬に当該係数を乗じて算定しております。当該指標を選択した理由は、公表される数値であり、収益性を示す基準として明快であることに加え、「連結営業利益」は事業の貢献度に係る重要な損益であること、「親会社株主に帰属する当期純利益」は事業年度の最終損益であり、株主還元の基本となることから株主価値の向上に対するインセンティブを働かせるのにふさわしいと考えたためであります。なお、業績連動報酬に係る指標の実績は、2022年2月から4月までの報酬に関しては、2020年度の「連結営業利益」108,562千円、「親会社株主に帰属する当期純損失」33,550千円であり、2022年5月から2023年1月までの報酬に関しては、2021年度の「連結営業損失」12,878千円、「親会社株主に帰属する当期純利益」493,971千円であります。なお、2020年度及び2021年度業績に係る業績連動報酬はございません。
4. 譲渡制限付株式の交付状況は、「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・ 取締役大塚順一氏は阪急阪神ホールディングス株式会社の執行役員及び阪急電鉄株式会社の専務取締役を兼務しております。阪急阪神ホールディングス株式会社は当社の大株主であり、阪急電鉄株式会社は当社と競業関係並びに取引関係にあります。また、同社は当社の特定関係事業者です。
- ・ 取締役太古伸幸氏は東宝株式会社の取締役副社長執行役員及びスバル興業株式会社の取締役を兼務しております。東宝株式会社は当社の筆頭株主であり、当社と競業関係並びに取引関係にあります。また、同社は当社の特定関係事業者です。なお、スバル興業株式会社と当社との間に特別の関係はありません。
- ・ 取締役三品香氏は株式会社キャリアンヌの代表取締役を兼務しております。なお、株式会社キャリアンヌと当社との間に特別の関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）石原真弓氏は森下仁丹株式会社及びエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の社外取締役（監査等委員）、モリト株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、これらの会社と当社との間に特別の関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）鵜瀬恵子氏は三愛オブリ株式会社、株式会社オオバ及びフロンティア・マネジメント株式会社の社外取締役、公安審査委員会の委員を兼務しております。なお、これらの兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	大 塚 順 一	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回すべてに出席し、企業経営者としての豊富な経験と知見から、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	太 古 伸 幸	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回すべてに出席し、また、2022年4月21日付で監査等委員を退任するまでに開催された監査等委員会2回すべてに出席し、企業経営者としての豊富な経験と知見から、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	三 品 香	2022年4月21日就任以来開催された取締役会9回のうち9回すべてに出席し、企業経営者としての豊富な経験と知見から、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
取 (監 査 等 委 員 役 員)	石 原 真 弓	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回すべてに出席し、また、同じく開催された監査等委員会6回のうち6回すべてに出席し、弁護士としての専門的な立場から、審議に関して必要な発言を適宜行っております。 また、監査等委員会においては監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取 (監 査 等 委 員 役 員)	鷓 澗 恵 子	当事業年度に開催された取締役会11回のうち9回に出席し、また、同じく開催された監査等委員会6回のうち6回すべてに出席し、公正取引委員会を通じて培われた経済法に関する高い専門性や知見から、審議に関して必要な発言を適宜行っております。 また、監査等委員会においては監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度における会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,266千円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,266千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認められる場合、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任に関する株主総会への提出議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス担当部門を置き、同部門は、当社及び子会社のコンプライアンスに関する意識の高揚を図るため、コンプライアンス啓発マニュアルを作成し、コンプライアンスに関する研修を実施する。
法令、定款、規定もしくは企業倫理に反する行為またはそのおそれのある事実を速やかに認識し、コンプライアンス経営を確保することを目的として、当社グループ全体を対象とした内部通報制度を設ける。
コンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、社長を対策本部長とする危機対策本部を速やかに設置し、対処方法等を検討するとともに、監査等委員会に報告する。
社長直轄の内部監査部門を設置し、当社及び子会社の内部監査を実施する。
財務報告の信頼性を確保するため、当社及び子会社のすべての役員職員に対して内部統制の重要性の理解を促し、財務報告に係る内部統制が効率的に運用される社内体制を整備するとともに、その有効性を適切に評価する。
社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察や顧問弁護士等との連携を図り、取引関係を含め一切の関係を持たず、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役及び執行役員等の職務の執行に係る文書その他の情報は、文書の保存・管理に関する規定に従い、適切に保存・管理を行うものとし、監査等委員会はこれらの文書を常時閲覧できる。
文書の保存・管理に関する規定には、重要な文書の保管方法、保存年限などを定めるものとし、その規定を制定・改定する際は、監査等委員会と事前に協議を行う。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社グループ全体における組織横断的なリスクについては危機管理委員会が、所管業務に関するリスクについては当社の各担当部門または子会社がそれぞれリスク想定・分析を行うとともに、適時見直しを行う。
不測の事態が発生した場合に適切な情報伝達が可能となる体制を整備するとともに、重大なリスクが具現化した場合には、危機対策本部を設置して、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。
子会社については各社において同様の体制が整備されるよう指導するとともに、不測の事態が発生した場合に適切な情報の当社への伝達が可能となる体制を整備する。
当社の内部監査部門は、当社及び子会社におけるリスク管理の有効性を評価し、必要に応じ、その改善に向けて指摘・提言を行う。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社及び子会社の業務執行については、業務組織に基づく「業務分掌規定」、「職務権限規定」等においてそれぞれ取締役、執行役員及び使用人の権限と責任の所在及び執行手続きの詳細を定めるものとし、重要な業務執行の進捗状況については、適時取締役会に報告する。
定例取締役会において重要事項を決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な

決定を行う。また、取締役会の下に、常勤取締役及び執行役員からなる当務会を設け、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、当社グループ全体における経営戦略及び経営課題の共有を図る。

業務の効率性と適正性を確保するため、当社及び子会社においてIT化を推進する。

- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社から子会社の取締役・監査役を派遣し、子会社における取締役の業務執行の監理を行う。

子会社より定期的に経営内容の報告を受け、また、重要案件についてはグループ経営会議において審議を行う。

当社グループ内の資金調達を当社が管理することにより、資金の流れの透明性を確保する。

監査体制、コンプライアンス推進体制などについては、当社グループ全体をその対象とし、必要な体制を整備する。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助するために、監査等委員会事務局を設置する。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会事務局スタッフの独立性を確保するため、当該スタッフの異動、評価等に関しては、監査等委員会と事前に協議を行う。

監査等委員会事務局スタッフへの指揮命令は監査等委員が行うものとし、監査等委員から受けた当該指揮命令については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の指揮命令を受けないものとする。

- ⑧ 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人等は、取締役会並びに監査等委員が出席する当務会等において重要事項の報告を行う。

当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人等が業務執行の状況につき監査等委員会が必要と認める事項を適時報告する体制を整備する。

当社の内部監査部門は、監査等委員会に対し、監査計画・監査結果を適時閲覧に供するほか、内部監査活動（内部通報制度の運用状況を含む）に関する報告を適時行う。

当社及び子会社は、監査等委員会へ報告した者に対して不利な取扱いを行うことを禁止し、周知徹底する。

- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

監査等委員会は、会社外部の専門家（弁護士・会計監査人等）に意見を求めることができる。

監査等委員がその職務の執行のため、費用の前払等を必要とするときは、これを支出する。

社長は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、事業等のリスク、コンプライアンス、ガバナンスのほか、監査上の重要課題について意見交換し、意思疎通を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし、改善を進めております。また、内部監査部門は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を実施し、半年ごとに取締役会へ報告を行っております。

② コンプライアンス

当社は、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人に対し、情報セキュリティなどのコンプライアンス研修を適宜実施し、法令及び定款遵守への意識の向上を図っております。また、当社は、グループ全体を対象とした内部通報制度を設け、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

危機管理委員会を毎月開催し、各部室及び子会社から報告されたリスクに対し、その対応策を検討するとともに、再発防止のための取り組みについて協議しております。

④ 取締役の職務の執行

当事業年度において取締役会を11回開催し、法令並びに定款に定められた事項を審議、決定するとともに、業務執行の状況等の監督を行っております。

⑤ 監査等委員の職務の執行

監査等委員会を開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査部門との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

⑥ 内部監査

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しております。

本事業報告中の記載金額及び株数は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2023年1月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	5,682,388	流動負債	3,498,701
現金及び預金	3,547,237	買掛金	154,227
売掛金	296,261	短期借入金	2,535,002
有価証券	21,123	未払金	21,183
販売用不動産	1,660,248	未払費用	225,414
商蔵品	9,367	未払法人税等	69,950
貯蔵品	5,801	未払消費税等	127,665
前払費用	81,550	賞与引当金	28,462
その他	66,049	その他	336,796
貸倒引当金	△5,250	固定負債	14,279,790
固定資産	23,120,558	長期借入金	9,698,170
有形固定資産	21,876,342	長期預り保証金	1,597,926
建物及び構築物	7,936,508	繰延税金負債	821,807
機械装置及び運搬具	89,278	再評価に係る繰延税金負債	1,674,048
工具、器具及び備品	216,842	退職給付に係る負債	447,547
土地	13,633,712	その他	40,290
無形固定資産	153,052	負債合計	17,778,492
ソフトウェア	151,495	(純資産の部)	
その他	1,556	株主資本	8,101,813
投資その他の資産	1,091,163	資本金	800,000
投資有価証券	215,090	資本剰余金	66,506
長期前払費用	33,483	利益剰余金	7,299,337
差入保証金	702,727	自己株式	△64,030
建設協力金	119,228	その他の包括利益累計額	2,922,640
繰延税金資産	12,583	その他有価証券評価差額金	130,877
その他	8,050	土地再評価差額金	2,791,763
資産合計	28,802,946	純資産合計	11,024,453
		負債及び純資産合計	28,802,946

連結損益計算書

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

科 目	金 額	額
	千円	千円
売上高		7,460,658
売上原価		6,385,945
売上総利益		1,074,712
一般管理費		781,274
営業利益		293,437
営業外収益		
受取利息	4,841	
受取配当金	2,598	
解約金収入	27,146	
受取給付金等	20,100	
受取保険金	770	
その他	3,726	59,184
営業外費用		
支払利息	72,557	
その他	13,892	86,450
経常利益		266,171
特別利益		
固定資産売却益	217,441	
補助金収入	48,196	265,637
特別損失		
固定資産圧縮損	48,196	
固定資産除却損	659	48,855
税金等調整前当期純利益		482,953
法人税、住民税及び事業税	165,570	
法人税等調整額	△6,912	158,657
当期純利益		324,295
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		324,295

連結株主資本等変動計算書

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	千円 800,000	千円 66,506	千円 7,075,846	千円 △77,652	千円 7,864,700
会計方針の変更による 累積的影響額			△20,906		△20,906
会計方針の変更を 反映した当期首残高	800,000	66,506	7,054,940	△77,652	7,843,793
当期変動額					
剰余金の配当			△79,432		△79,432
親会社株主に帰属する 当期純利益			324,295		324,295
自己株式の取得				△37	△37
自己株式の処分			△465	13,659	13,193
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	－	－	244,397	13,622	258,019
当期末残高	800,000	66,506	7,299,337	△64,030	8,101,813

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	千円 115,545	千円 2,791,763	千円 2,907,308	千円 10,772,008
会計方針の変更による 累積的影響額				△20,906
会計方針の変更を 反映した当期首残高	115,545	2,791,763	2,907,308	10,751,102
当期変動額				
剰余金の配当				△79,432
親会社株主に帰属する 当期純利益				324,295
自己株式の取得				△37
自己株式の処分				13,193
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	15,332	－	15,332	15,332
当期変動額合計	15,332	－	15,332	273,351
当期末残高	130,877	2,791,763	2,922,640	11,024,453

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 3社
- (2) 連結子会社の名称 オーエス・シネブラザーズ株式会社
○S 共栄ビル管理株式会社
○S 不動産株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

(その他有価証券)

市場価格のない株式等 … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産

販売用不動産 … 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

商品、貯蔵品 … 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法によっておりますが、一部については定率法を採用しております。

ただし、2007年3月31日以前に取得したものについては、旧定額法及び旧定率法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について特例処理を採用しております。

②任意組合(共同事業体)の会計処理

当社の当連結会計年度における任意組合の仮決算による財産及び損益の状況に基づいて、任意組合の資産・負債・収益・費用を当社の持分割合に応じて計上しております。

③退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額に基づいて退職給付債務を算定する方法による簡便法を適用しております。

④収益及び費用の計上基準

エンタメ・サービス事業

主に映画館等において事業を行っており、映画の上映及び映画関連グッズ並びに飲食物の販売をサービスとして提供する義務を負っております。原則として、これらのサービスを顧客に提供した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。取引の対価は、収益を認識した時点から、概ね3か月以内に受領しております。顧客の映画鑑賞に伴い付与するポイントについては、付与したポイントを履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法をとっております。また、販売委託契約に係る取引について、顧客に移転する財またはサービスを支配しておらず、顧客への財またはサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

不動産事業

主に所有するオフィスビル及び商業施設等の賃貸事業、土地建物の売買事業を行っております。不動産賃貸事業による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、賃貸借契約期間にわたって「その他の収益」として収益を認識しております。土地建物の売買事業においては、顧客との不動産売買契約に基づき物件の引き渡しを行う義務を負っております。物件を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。取引の対価は、物件の引き渡しと同時期に受領しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、当社グループが運営するポイント制度に基づき、顧客の映画鑑賞に伴い付与するポイントについて、付与したポイントを履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。また、販売委託契約に係る取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損損失

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

映画事業の資産グループ1拠点（帳簿価額313,420千円）において減損の兆候を把握しておりますが、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を上回ったため、減損損失は計上していません。

2. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、事業区分を基に、独立してキャッシュ・フローを生み出し、継続的な収支の把握がなされるものを最小単位として資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候がある資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額が回収可能価額を超える部分を減損損失として計上することとしております。割引前将来キャッシュ・フローの見積りは経営者により承認された事業計画に基づき算定しております。映画事業における主要な仮定は、入場客数及び興行収入単価の将来見通しであり、過去実績や現況を考慮して策定しております。

なお、減損の兆候の把握、減損損失の認識判定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業環境の変化により当初想定した収益が見込めなくなった場合には、減損損失が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物及び構築物

6,419,931千円

土地

10,409,437千円

上記に対応する債務

借入金

7,011,470千円

このほか、宅地建物取引業法に基づく営業保証金20,043千円及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく住宅販売瑕疵担保保証金117,507千円を法務局に供託しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

13,060,822千円

3. 保証債務

顧客の住宅ローンに対する保証債務

27,600千円

4. 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額から再評価に係る繰延税金負債の金額を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年1月31日

再評価の方法 再評価の方法については、「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式

3,200,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年4月21日 定時株主総会	普通株式	39,689	12.50	2022年 1月31日	2022年 4月22日
2022年9月12日 取締役会	普通株式	39,743	12.50	2022年 7月31日	2022年 10月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年4月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	39,743	12.50	2023年 1月31日	2023年 4月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資産運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については金融機関からの借入によっております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金にかかる顧客の信用リスクは、各社の社内規定等に基づき与信管理を行い、リスクの低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的の時価や発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は主に設備投資にかかる資金調達であります。一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては、金利スワップ取引により支払利息の固定化を実施しております。また、資金調達にかかる流動性リスクについては、資金繰計画を適時に作成し、適切な資金管理を行うことでこれを回避しております。さらに、取引先を多数の金融機関に分散することや、金融機関とコミットメントライン契約を締結することにより、資金調達手段の多様化を進め、流動性を確保しております。

なお、デリバティブは「デリバティブ取引の取扱規定」に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織りこんでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	234,214	234,214	—
資産計	234,214	234,214	—
(1)長期借入金(1年内返済予定含む)	12,233,172	12,215,538	△17,633
(2)長期預り保証金	1,597,926	1,269,502	△328,423
負債計	13,831,098	13,485,041	△346,057

(注)1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「短期借入金」については現金であること並びに短期間で決済されることにより、時価が帳簿価額に近似するため記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	2,000千円

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び国債等は相場価格を用いて評価しております。これらは活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定含む）

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法によっております。変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされている変動金利の長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。これらについてはレベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

契約の残存期間に基づくキャッシュ・フローを、国債の利回りに信用リスクを加味した利率で割り引く方法によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では大阪府その他の地域において賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
20,450,885千円	30,323,256千円

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価基準」に基づく金額、ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	エンタメ・サービス事業	不動産事業	合計
顧客との契約から生じる収益	3,095,138	2,806,947	5,902,086
その他の収益（※）	—	1,558,571	1,558,571
外部顧客への売上高	3,095,138	4,365,519	7,460,658

※「その他の収益」は、主に「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づく賃貸収入であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）の「3. 会計方針に関する事項」
「(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項」
「④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	334,785
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	296,255
契約負債(期首残高)	132,285
契約負債(期末残高)	95,022

契約負債は、主に不動産事業において一定期間にわたり収益を認識する顧客との共益費等の契約について支払条件に基づき顧客から受け取った前受金、マンション等の不動産売買契約に基づいて顧客から受け取った手付金等の前受金及びエンタメ・サービス事業において当社グループが付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、132,285千円であります。

また、当連結会計年度において契約負債が減少した主な理由は、不動産売買契約に基づいて顧客から受け取った手付金等の収益の認識による前受金の減少であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	3,467円37銭
2. 1株当たり当期純利益	102円04銭

(備考) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年1月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	5,151,019	流動負債	3,433,511
現金及び預金	3,057,027	買掛金	129,524
売掛金	262,878	1年内返済予定の長期借入金	2,523,962
有価証券	21,123	未払金	37,724
販売用不動産	1,660,248	未払費用	216,370
商用品	9,161	未払法人税等	53,980
貯蔵品	4,177	未払消費税等	103,517
前払費用	72,804	前受金	231,817
未収入金	7,442	預り金	117,735
その他の金	61,156	賞与引当金	18,879
貸倒引当金	△5,000	固定負債	13,993,342
固定資産	22,821,396	長期借入金	9,436,850
有形固定資産	21,561,286	長期預り保証金	1,594,326
建物	7,801,969	繰延税金負債	821,807
構築物	37,927	再評価に係る繰延税金負債	1,674,048
機械及び装置	89,278	退職給付引当金	426,020
工具、器具及び備品	211,425	その他の他	40,290
土地	13,420,685	負債合計	17,426,854
無形固定資産	152,785	(純資産の部)	
ソフトウェア	151,495	株主資本	7,622,921
その他の他	1,290	資本金	800,000
投資その他の資産	1,107,323	資本剰余金	66,506
投資有価証券	18,427	資本準備金	66,506
関係会社株	226,663	利益剰余金	6,820,445
長期前払費用	33,636	利益準備金	200,000
差入保証金	701,317	その他利益剰余金	6,620,445
建設協力金	119,228	固定資産圧縮積立金	2,220,758
その他の他	8,050	別途積立金	340,600
		繰越利益剰余金	4,059,086
		自己株式	△64,030
		評価・換算差額等	2,922,640
		その他有価証券評価差額金	130,877
		土地再評価差額金	2,791,763
資産合計	27,972,416	純資産合計	10,545,561
		負債及び純資産合計	27,972,416

損益計算書

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		6,514,910
売 上 原 価		5,580,081
売 上 総 利 益		934,829
一 般 管 理 費		686,925
営 業 利 益		247,903
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,841	
受 取 配 当 金	2,598	
受 取 給 付 金 等	18,040	
受 取 保 険 金	723	
そ の 他	4,203	30,407
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	71,400	
そ の 他	13,812	85,213
経 常 利 益		193,097
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	205,541	
補 助 金 収 入	48,196	253,737
特 別 損 失		
固 定 資 産 圧 縮 損	48,196	
固 定 資 産 除 却 損	659	48,855
税 引 前 当 期 純 利 益		397,980
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	137,294	
法 人 税 等 調 整 額	△13,264	124,029
当 期 純 利 益		273,950

株主資本等変動計算書

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金					利益剰余金 合計		
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金						
				固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
当期首残高	800,000	66,506	200,000	2,261,129	340,600	3,845,570	6,647,300	△77,652	7,436,153	
会計方針の変更による累積的影響額						△20,906	△20,906		△20,906	
会計方針の変更を反映した当期首残高	800,000	66,506	200,000	2,261,129	340,600	3,824,664	6,626,393	△77,652	7,415,247	
当期変動額										
剰余金の配当						△79,432	△79,432		△79,432	
固定資産圧縮積立金の取崩				△40,370		40,370	—		—	
当期純利益						273,950	273,950		273,950	
自己株式の取得								△37	△37	
自己株式の処分						△465	△465	13,659	13,193	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	△40,370	—	234,422	194,051	13,622	207,673	
当期末残高	800,000	66,506	200,000	2,220,758	340,600	4,059,086	6,820,445	△64,030	7,622,921	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
	千円	千円	千円	千円
当期首残高	115,545	2,791,763	2,907,308	10,343,462
会計方針の変更による累積的影響額				△20,906
会計方針の変更を反映した当期首残高	115,545	2,791,763	2,907,308	10,322,555
当期変動額				
剰余金の配当				△79,432
固定資産圧縮積立金の取崩				—
当期純利益				273,950
自己株式の取得				△37
自己株式の処分				13,193
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	15,332	—	15,332	15,332
当期変動額合計	15,332	—	15,332	223,006
当期末残高	130,877	2,791,763	2,922,640	10,545,561

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

(子会社株式)

移動平均法による原価法を採用しております。

(その他有価証券)

市場価格のない株式等 … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産

販売用不動産 … 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

商品、貯蔵品 … 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法によっておりますが、一部については定率法を採用しております。

ただし、2007年3月31日以前に取得したものについては、旧定額法及び旧定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

当社は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額に基づいて退職給付債務を算定する方法による簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

①エンタメ・サービス事業

主に映画館等において事業を行っており、映画の上映及び映画関連グッズ並びに飲食物の販売をサービスとして提供する義務を負っております。原則として、これらのサービスを顧客に提供した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。取引の対価は、収益を認識した時点から、概ね3か月以内に受領しております。顧客の映画鑑賞に伴い付与するポイントについては、付与したポイントを履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法をとっております。また、販売委託契約に係る取引について、顧客に移転する財またはサービスを支配しておらず、顧客への財またはサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

②不動産事業

主に所有するオフィスビル及び商業施設等の賃貸事業、土地建物の売買事業を行っております。不動産賃貸事業による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、賃貸借契約期間にわたって「その他の収益」として収益を認識しております。土地建物の売買事業においては、顧客との不動産売買契約に基づき物件の引き渡しを行う義務を負っております。物件を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。取引の対価は、物件の引き渡しと同時期に受領しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について特例処理を採用しております。

(2) 任意組合(共同事業体)の会計処理

当社の当事業年度における任意組合の仮決算による財産及び損益の状況に基づいて、任意組合の資産・負債・収益・費用を当社の持分割合に応じて計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、当社が運営するポイント制度に基づき、顧客の映画鑑賞に伴い付与するポイントについて、付与したポイントを履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。また、販売委託契約に係る取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、計算書類に与える影響は軽微であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損損失

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

映画事業の資産グループ1拠点(帳簿価額313,420千円)において減損の兆候を把握しておりますが、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を上回ったため、減損損失は計上していません。

2. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物	6,318,315千円
土地	10,184,671千円

上記に対応する債務

借入金	6,739,110千円
-----	-------------

このほか、宅地建物取引業法に基づく営業保証金20,043千円及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく住宅販売瑕疵担保保証金117,507千円を法務局に供託しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 13,023,756千円

3. 保証債務

顧客の住宅ローンに対する保証債務	27,600千円
関係会社の金融機関借入保証債務	272,360千円

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	8,104千円
短期金銭債務	108,807千円

5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額から再評価に係る繰延税金負債の金額を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年1月31日

再評価の方法 評価の方法については、「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売上高	15,427千円
売上原価及び一般管理費	714,265千円
営業外収益	4,537千円
特別利益	△11,900千円
資産購入高	147,500千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式

20,513株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	3,682千円
賞与引当金	5,776千円
未払事業所税	3,538千円
減損損失	115,874千円
退職給付引当金	130,362千円
減価償却超過額	8,456千円
その他	61,846千円

小計 329,538千円

評価性引当額 △103,072千円

繰延税金資産合計 226,466千円

繰延税金負債との相殺 △226,466千円

繰延税金資産の純額 -千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△979,181千円
その他有価証券評価差額金	△57,706千円
その他	△11,385千円

繰延税金負債合計 △1,048,274千円

繰延税金資産との相殺 226,466千円

繰延税金負債の純額 △821,807千円

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社 等の 名称	所在地	資本金 又は 出資 金(百 万円)	事業の 内容	議決 権の 有割合 (被 有)	関連 当事 者の 関係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他 の 関係 会社 の 子 会社	阪急 電鉄 (株)	大阪 府 池 田 市	100	都市交通 事業 エンタ テイ メント 事業 不動産 事業	-	固定 資産 の 売却	固定資産 の売却額 (※1)	2,380,000	-	-
							固定資産 の売却益	205,541	-	-
						不動 産 の 賃貸	不動産の 賃貸(※ 2)	157,500	前受金	11,250
									長期預 り保証 金	400,000

※1 譲渡価額は、鑑定評価を参考に両者間で諸条件を協議のうえ決定しております。

※2 不動産賃貸料は、鑑定評価及び一般の取引条件を参考に両者間で協議のうえ決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,316円75銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 86円20銭 |

(備考) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年3月8日

オーエス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田中基博
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 弓削亜紀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オーエス株式会社の2022年2月1日から2023年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーエス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年3月8日

オーエス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田中基博
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 弓削亜紀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オーエス株式会社の2022年2月1日から2023年1月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年2月1日から2023年1月31日までの第105期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月14日

オーエス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 南 谷 明 夫

監 査 等 委 員 石 原 真 弓

監 査 等 委 員 鵜 瀬 恵 子

(注) 監査等委員石原真弓、鵜瀬恵子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

新阪急ホテル
2階 紫の間
大阪市北区
芝田一丁目1番35号

交通の
ご案内

J R西日本

「大阪駅」御堂筋出口より
徒歩すぐ

阪急電車

「大阪梅田駅」隣接

地下鉄御堂筋線

「梅田駅」①、②出口より
地下入口に直結

なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承賜りますようお願い申し上げます。



オーエス株式会社

<https://www.osgroup.co.jp>

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。